



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



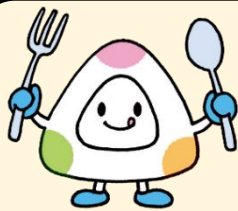
第六次廃棄物処理計画 別冊
第二次滋賀県食品ロス削減推進計画
～三方よしと県民総参加でフードエコ～
(素案修正版)



プロジェクトキャラクター よっしーくん

令和●年(●●年)●月
滋賀県

1	目次	
2	第1章	計画の策定趣旨等 1
3	1	計画策定の趣旨 1
4	2	計画の位置付け 2
5	3	計画期間 2
6	第2章	食品ロスに関する現状と課題 3
7	1	食品ロスの現状 3
8	2	県民の意識の状況 6
9	3	目標の達成状況 10
10	4	目標の達成状況を踏まえた課題 11
11	第3章	計画の理念と目標、施策の方向性 12
12	1	計画の理念 12
13	2	計画の目標 12
14	3	施策の方向性 14
15	第4章	食品ロス削減の取組 16
16	1	基本的施策 16
17	2	各主体に求められる役割と取組 19
18	第5章	計画の推進体制および進行管理 23
19	1	推進体制 23
20	2	進行管理 23
21		
22		
23		
24		



<よっしーくん> プロフィール

滋賀県生まれ。近江米100%の<三角おにぎり>の妖精。
 県内の食品ロスを減らすために、<家庭>・<飲食店>そして<小売店>
 を日夜、奔走している。
 口ぐせは、食べ物の無駄をなくしたときに発する掛け声、「よし!!」。

1 第1章 計画の策定趣旨等

2 1 計画策定の趣旨

3 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において
4 日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生しています。日本の令和6年度（2024年度）の食料自給率
5 （カロリーベース）は約38%と低く、食料の多くを海外からの輸入に依存する中、世界では深刻な飢
6 えや栄養不良で苦しむ多くの人々が存在しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題です。

7 平成27年（2015年）の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェン
8 ダ」に基づく持続可能な開発のための目標（以下「SDGs」という。）において、食品ロスの減少が重要
9 な柱として位置付けられるなど、国際的にも重要な課題となっています。

10 また、食料の生産に伴うCO₂排出量は、世界全体の排出量の約25%を占めるとされており、廃棄さ
11 れた食料のために、さらにCO₂が排出されることから、食品ロス削減はCO₂排出量の削減にもつな
12 がり、気候変動の抑制効果も期待されています。

13 そのため国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方
14 針」を策定し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロ
15 スの削減を推進しています。

16 平成29年（2017年）8月に「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下「協議会」とい
17 う。）を設立し、事業者、関係団体、学識経験者、国・県・市町等の関係者が連携協力を図りながら、
18 近江商人たちが昔から大切にしていた売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をも
19 とに、食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコプロジェクト」を立ち上げ、食品ロス削
20 減への各種取組を推進してきたところです。

21 令和3年（2021年）3月には「滋賀県食品ロス削減推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策
22 定し、食品ロス削減に係る各種施策に取り組んできました。

23 今般、第一次計画の計画期間が令和7年度に終了することから、これまでの食品ロスの状況や第一
24 次計画の目標や施策の達成状況、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方
25 針」という。）などを踏まえ、食品ロス削減を本県としてより一層進めるための新たな計画として、「第
26 二次滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。



<食品ロスに対する国際的な関心の高まりについて>
2015年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標とされています。
SDGsの中で食品ロスは、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」に位置付けられており、ターゲット12.3において、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」と明記されています。
また、滋賀県は、この食品ロスの削減を県民運動として取り組むこととしていることから、「目標17. パートナリシップで目標を達成しよう」を目指して、ターゲット17.17の「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」こととします。
なお、食品ロス削減は、温室効果ガスの排出削減に繋がり、県として食品ロスの削減を目指すことは、「目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」のターゲット13.2「気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む」ことを同時達成することとなります。

¹ 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品廃棄物には、食品ロスの他、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）。



<MLGs と食品ロスについて>

マザーレイクゴールズ（以下、MLGs という。）とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標（ゴール）であり、「琵琶湖版のSDGs」です。MLGsは、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。

MLGsの中で食品ロスは、「ゴール4 水辺も湖底も美しく」に関係します。このゴールは、川や湖にごみがなく、砂浜や水生植物などが適切に維持・管理され、誰もが美しいと感じられる水辺景観が守られることを目指すものであり、このゴールに向けた取組として食品ロスの削減も挙げられます。

また、食品ロス削減は、温室効果ガスの排出削減に繋がり、県として食品ロスの削減を目指すことは、「ゴール7 びわ湖のためにも温室効果ガスの排出を減らそう」を達成することとなります。



<三方よし!!でフードエコ・プロジェクトとは>

滋賀県では、近江商人が昔から大切にしていた、売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をもとに「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」に取り組んでいます。ちょっとした心がけで売り手よし！買い手よし！環境よし！と誰もが笑顔で「よし!!」となるプロジェクトに、ぜひご協力ください。

2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が国の定める基本方針を踏まえ策定する、都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、本計画は、「滋賀県環境総合計画」の食品ロスの削減に関する個別計画の一つとして位置付けるとともに、「滋賀県廃棄物処理計画」の別冊として位置付けます。併せて「滋賀県食育推進計画」等、関係法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとしします。

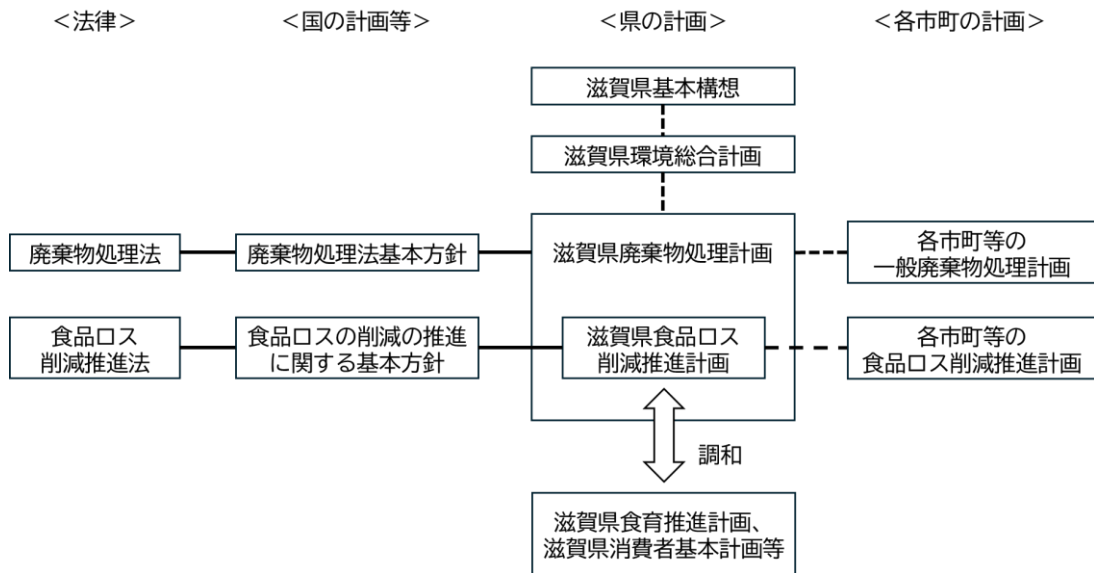


図1 主な関係法令・関係計画等との関係

3 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

1 第2章 食品ロスに関する現状と課題

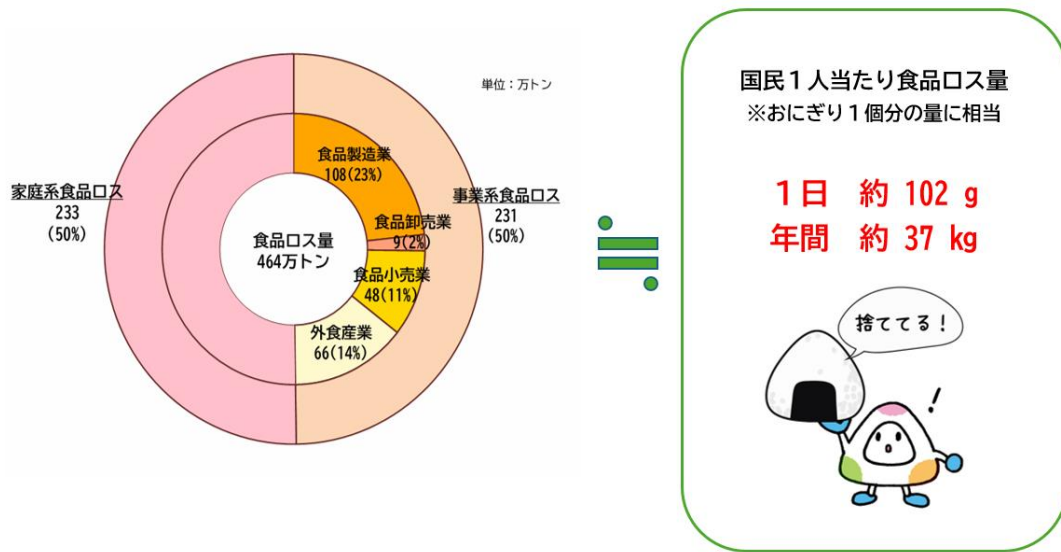
2 1 食品ロスの現状

3 (1) 全国の状況

4 国全体で食品ロス量は年間 464 万トン（令和 5 年度（2023 年度）推計）と推計され、国民 1 人当
5 たり 1 日約 102 g 発生しています。これは、食品ロスによる経済損失の合計は 4.0 兆円、食品ロス
6 による温室効果ガス排出量の合計は約 1,046 万 t-CO₂ に相当します。また、国連世界食糧計画(WFP)
7 による令和 5 年（2023 年）の食料支援量約 370 万トンの約 1.3 倍に相当します。

8 発生量の内訳は、家庭系食品ロス量（食べ残し、過剰除去²、直接廃棄³）が 233 万トン、事業系食
9 品ロス量（規格外品⁴、返品、売れ残り、食べ残し等）が 231 万トンと推計されています。また、事
10 業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約 5 割を占めています。

11



12

13

(資料：食品ロス量（令和 5 年度（2023 年度）推計） 農林水産省資料より)

14 図 2 全国の「食品ロス量」（令和 5 年度推計）

15

16 (2) 滋賀県の現状

17 ア 家庭系食品ロスの発生状況

18 (ア) 食品ロスの発生量について

19 県全体では 3R⁵や適正処理に係る各種施策の推進の結果、令和 5 年度（2023 年度）における
20 一般廃棄物の生活系 1 人 1 日当たりごみ排出量は 559 g まで減少しました。一般廃棄物の厨芥
21 類（生ごみ）のうち、3 割から 4 割程度が食品ロスと言われていることから、食品ロスの量に

² 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分のこと。例えば厚く剥き過ぎた野菜の皮など。

³ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の素材として使用またはそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手つかず食品のこと。

⁴ 規格外品：重量・容量や色・形状が当該標品の基準と異なるものや、包材の不良が発生した商品のこと。

⁵ 3R：リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の総称。

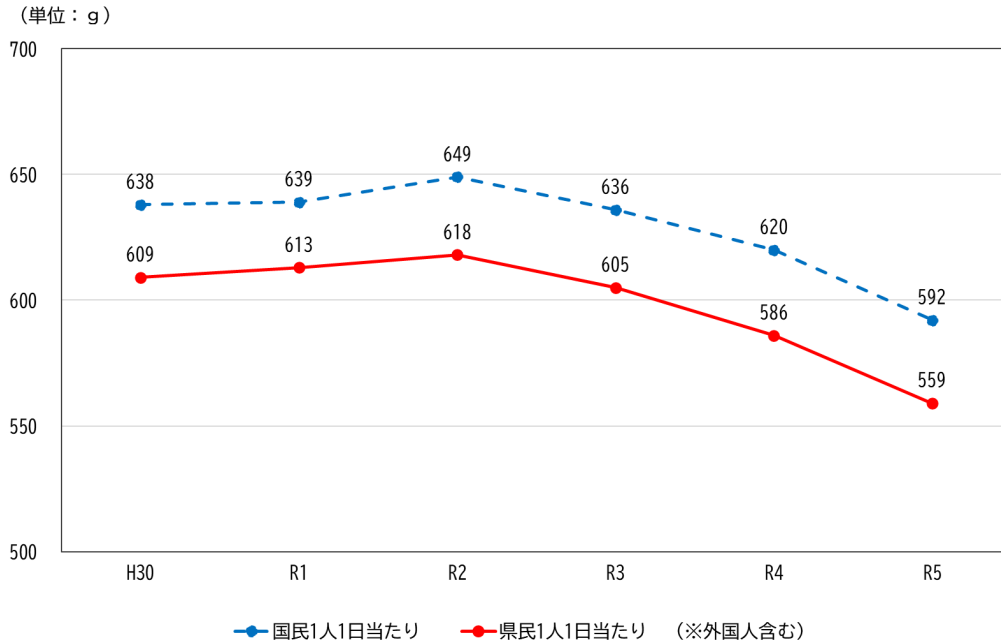
リデュース：廃棄物の発生自体を抑制すること（発生抑制）。

リユース：いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること（再使用）。

リサイクル：いったん使用された製品、部品、容器等を資源に戻して再び使用すること（再生利用）。

1
2
3

ついても減少傾向にあると推測され、これまでの削減取組に一定の成果があったと考えられます。



4
5
6

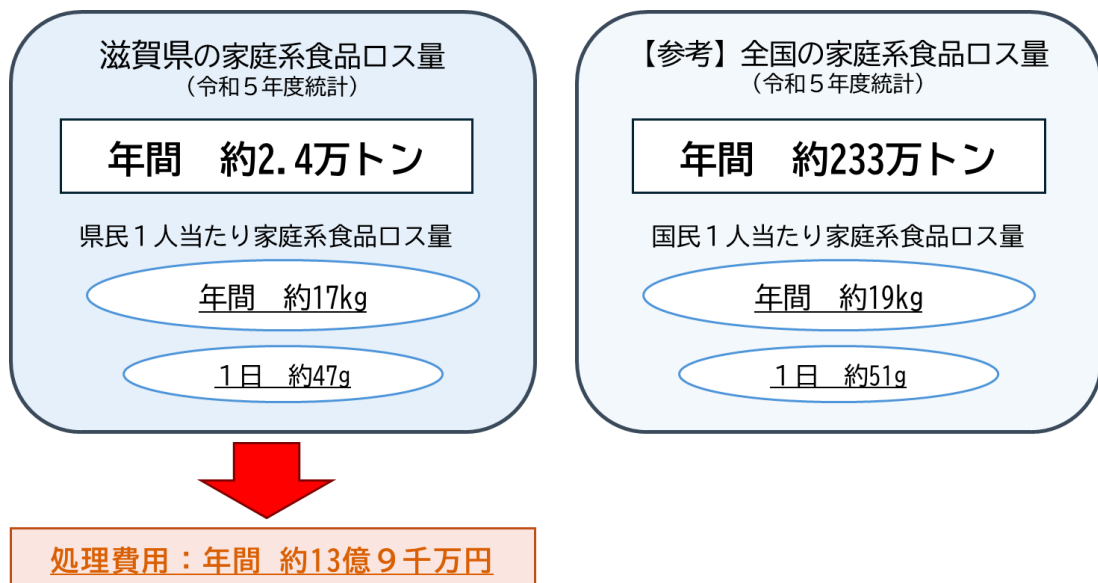
図3 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（一般廃棄物）

7
8
9

本県における、令和5年度（2023年度）の家庭系食品ロス発生量について、国の方法をもとに計算すると、年間約2.4万トンの食品ロスが発生していると推計されます。これは、県民1人当たり年間約17kg発生していることとなり、全国の状況と比較するとやや少ないものの、依然としてまだ食べることができる食品が多く捨てられています。

11
12
13

また、これらの食品にかかる処理費用は、年間約13億9千万円と推計され、その原資として税金が使われていることから、食品ロスは私たちの生活に大きく影響しています。

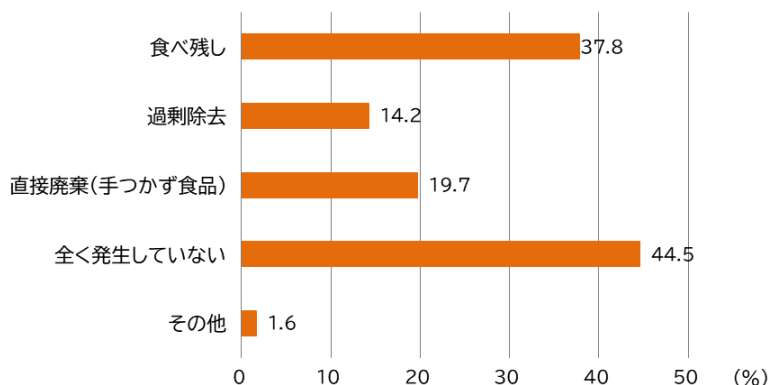


14

1 (イ) 食品ロスの発生要因について

2 令和7年度(2025年度)に実施した県民Webアンケート⁶結果では、おおむね2人に1人が、
3 家庭において「食品ロスが発生している」と回答しています。

4 また、食品ロスが発生している要因は、「食べ残し」が約4割と最も高く、次に「直接廃棄(手
5 つかず食品)」「過剰除去」の順に割合が高くなっています。



6 (資料：県民Webアンケート調査、n=2,000、「全く発生していない」を選択した場合を除いて複数回答可)

7 図4 家庭での食品ロス発生状況

8
9
10 イ 事業系食品ロスの発生状況

11 本県の食品廃棄物等多量発生事業者⁷(以下「多量発生事業者」という。)から発生している
12 食品ロスの年間発生量について、業種別の内訳をみると、全国と比較して食品小売業と外食産
13 業の割合が高くなっています。

14 こうした状況から、平成29年度(2017年度)から運用を開始している「三方よしフードエ
15 コ推奨店制度」において、食品ロス削減等に取り組む食料品小売店や飲食店に対して、「三方よ
16 しフードエコ推奨店」(以下「推奨店」という。)の登録を呼び掛け、登録店舗による自主的な
17 取組を促進することが食品ロス削減につながると考えられます。

18
19 表1 食品廃棄物等多量発生事業者食品ロスの年間発生量(令和5年度推計値)

20 (単位:t)

業種区分	全国		滋賀県	
	年間発生量	割合	年間発生量	割合
食品産業計	1,817,212	100.00%	11,541	100.00%
食品製造業	1,061,070	58.39%	4,733	41.01%
食品卸売業	52,461	2.89%	58	0.50%
食品小売業	421,686	23.21%	3,835	33.23%
外食産業	281,995	15.52%	2,915	25.26%

21 (資料：全国…農林水産省資料より。滋賀県…農林水産省資料から推計。)

⁶ 県民Webアンケート：県民のごみ減量に対する意識や実践行動の状況等を把握することを目的に、満18歳以上の男女2,000人の県民を対象として実施したインターネットによる調査。

⁷ 食品廃棄物等多量発生事業者：食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者のこと。毎年度、国に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられている。

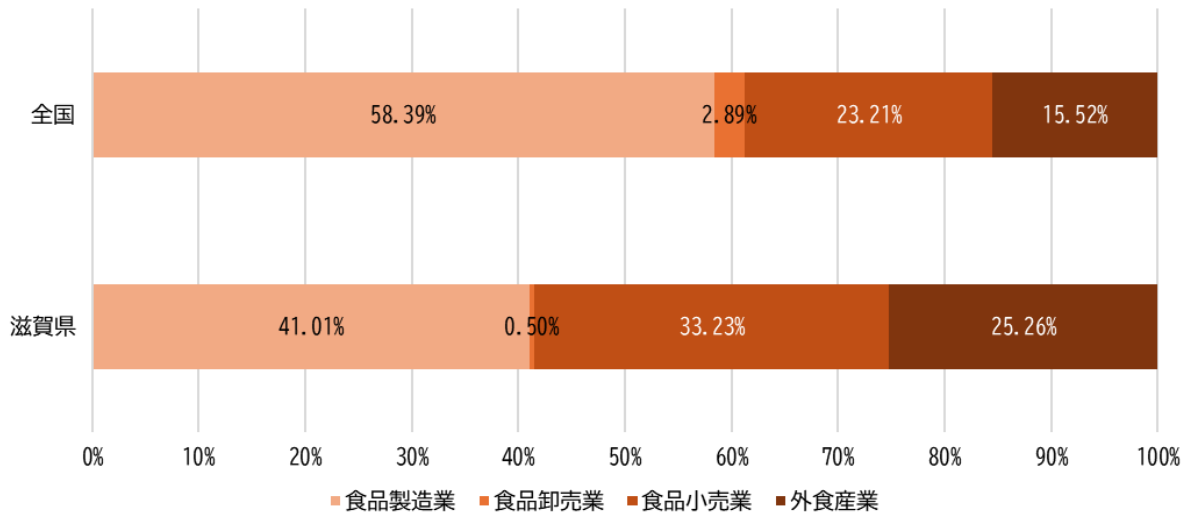



図5 食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量業種別割合（令和5年度推計値）



<三方よしフードエコ推奨店制度とは>

滋賀県では、食品ロスの削減の呼びかけをはじめ、食べ残しを少なくするメニュー設定や、ばら売り・量り売りによる販売など、食品ロス削減につながる取組を行う飲食店・宿泊施設・食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、県ホームページなどで紹介しています。

←推奨店登録ステッカー

2 県民の意識の状況

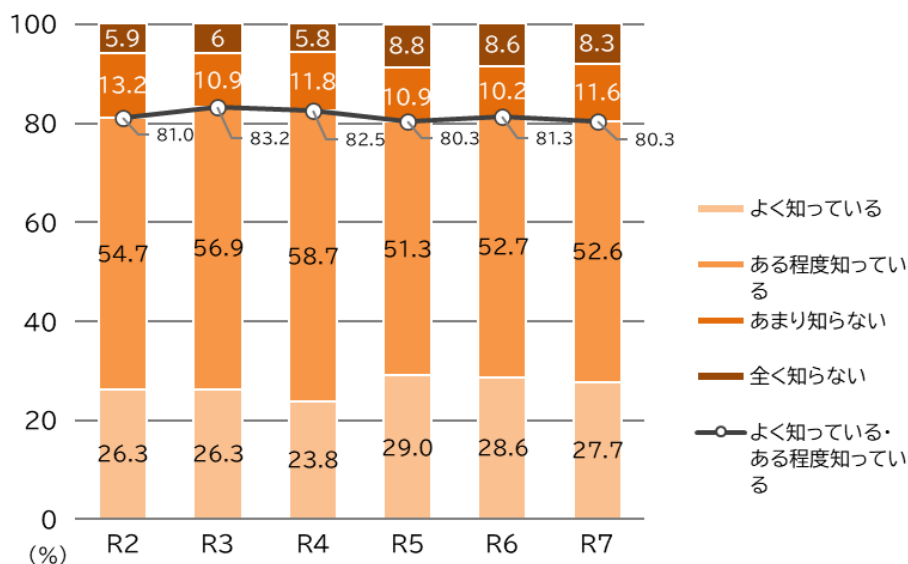
(1) 食品ロス問題の認知度

令和2年度（2020年度）から実施している県民 Web アンケート結果では、回答した人の80%以上が食品ロスの問題を認知しているものの、「よく知っている」と回答した人の割合は30%に満たない状況となっています。

食品ロスの削減を進めていくためには、日常生活においてどのような要因で、どのくらいのロスが発生しているのかについて認知し、どのようにすればロスを削減できるのか理解した上で、削減に向けた取組を実践していくことが重要です。

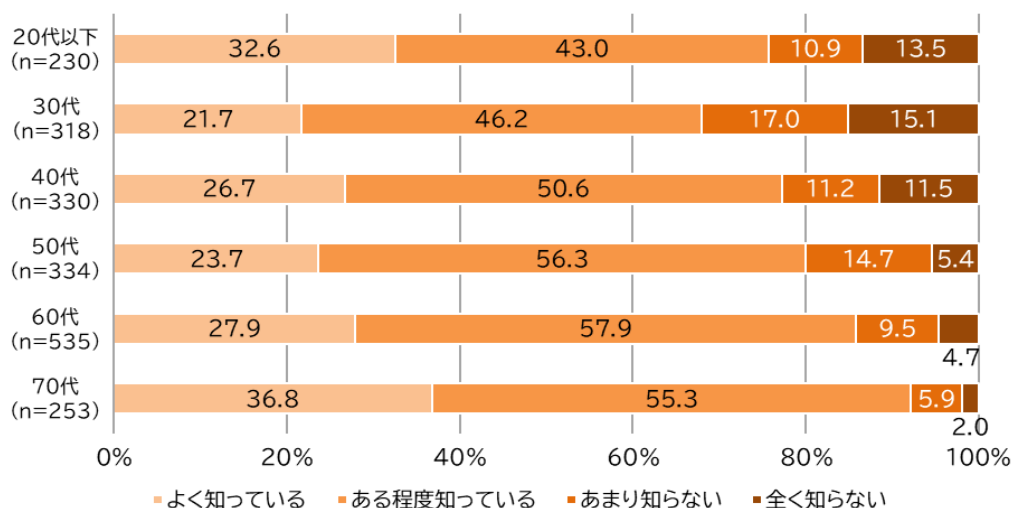
そのためにも、県民に対する更なる知識や意識の向上を図っていくとともに、食品ロスの発生量や発生要因等の実態について把握していく必要があります。

さらに、令和7年度（2025年度）の認知度を年代別に見ると30代～70代にかけては年代が高いほど、食品ロス問題の認知度が高い傾向となっています。若者に向けてより周知していくことが必要と考えられます。



(資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000)

図6 食品ロスの問題についての認知度



(資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000)

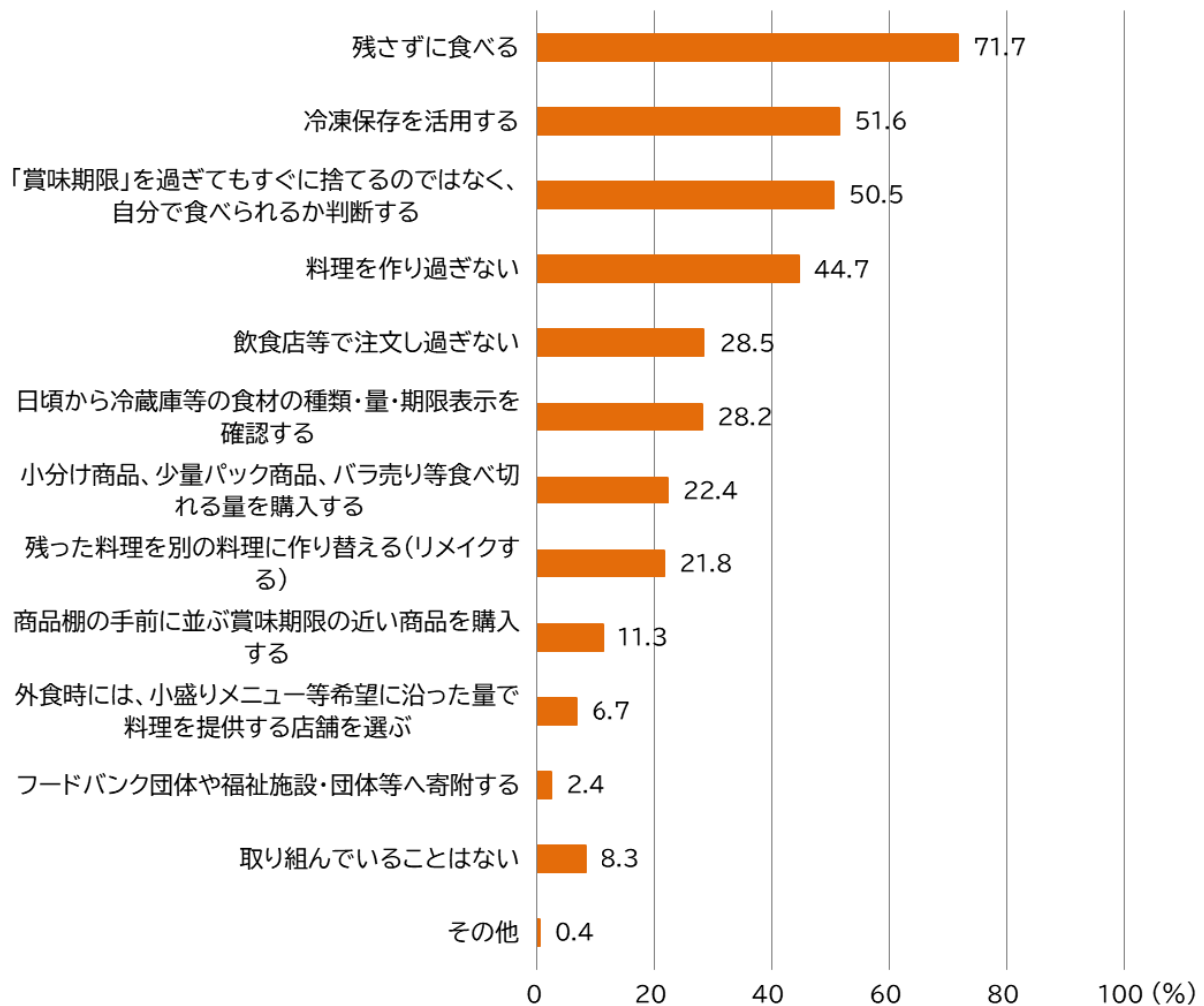
図7 食品ロスの問題についての認知度（年代別）

(2) 食品ロスを減らすための取組状況

また、食品ロスを減らすための取組についての問いに対しては、「残さずに食べる」や「冷凍保存をする」、「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する、「料理を作りすぎない」と回答した人の割合が比較的高い状況にあります。

一方で、外出時に「飲食店等で注文し過ぎない」ことや、家庭において「日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する」や、「残った料理を別の料理に作り替える(リメイクする)」こと、さらに買い物時に「小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べきれぬ量を購入する」と回答した人の割合は低くなっています。

日常生活でのちょっとした工夫が食品ロス削減につながることから、県民や事業者に対して、具体的な取組や先進的な取組に関する情報を提供し、食品ロス削減の実践取組を促す必要があります。



(資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000、「取り組んでいることはない」を選択した場合を除いて複数回答可)

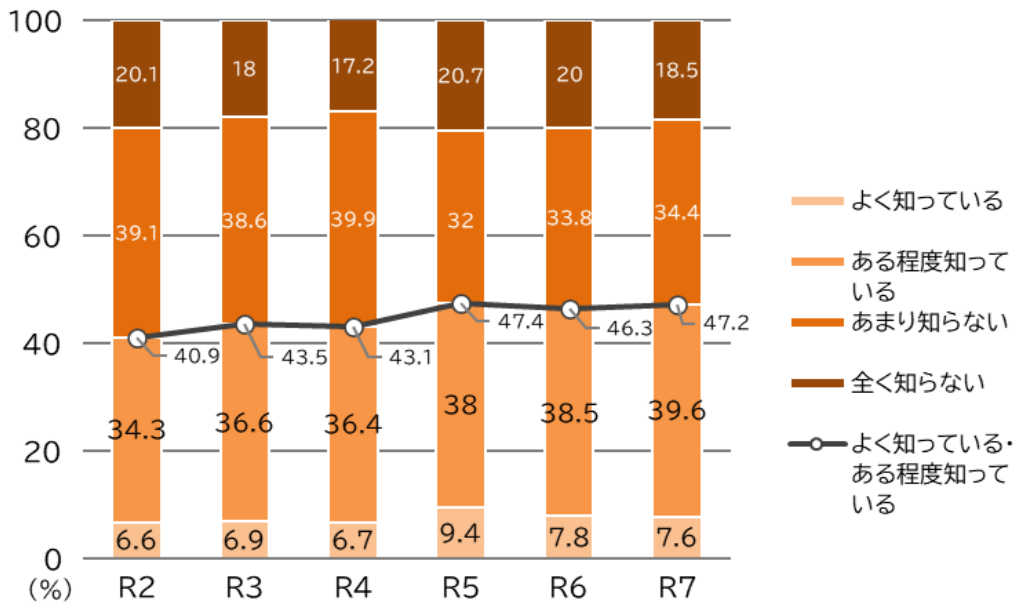
図8 「食品ロス」を減らすために取り組んでいること

(3) フードバンク活動⁸の認知度

県民 Web アンケート結果では、「フードバンク活動」については、認知度は増加傾向であるものの、令和7年度は47.2%と半数には届いていません。

フードバンク活動は、食品ロス削減による廃棄物の発生抑制の観点から、また、食料支援を必要とする家庭や福祉施設、子ども食堂への支援といった社会福祉の観点からも有意義な取組であり、社会全体で貴重な食料支援を有効に活用することができる活動であることから、県民に対するフードバンク活動への理解と協力を促す必要があります。

⁸ フードバンク活動：食品関連企業において、包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する福祉活動のこと。フードバンク活動は、社会福祉活動だけではなく、食品ロス削減にもつながる有意義な取組。



(資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000)

図9 フードバンク活動についての認知度

1
2
3
4

3 目標の達成状況

第一次計画の目標の達成状況は表2の通りです。「家庭系食品ロスの年間発生量」および「事業系食品ロスの年間発生量」、「食品ロス削減の取組を実施している事業者の割合」は目標を達成しました。

「食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合」は、目標達成している年度もありましたが、最新の令和7年度は達成できませんでした。

「食品ロス問題の認知度」については、80%台を推移しています。目標には到達していませんが、一定認知されていると考えられます。

「三方よしフードエコ推奨店」累計登録店舗数は目標を達成しており、食料品小売店、飲食店、宿泊施設における食品ロス削減の機運が高まってきていると考えられます。

表2 目標の達成状況

指標	定義	単位	実績値					一次計画目標値		達成状況
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R7 (2025)	R12 (2030)	
家庭系食品ロスの年間発生量	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	万t	2.5	2.6	2.4	(集計中)	(集計中)	2.5 (R5)	2.1	○
事業系食品ロスの年間発生量	県内の食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量	t	11,869	11,477	11,541	(集計中)	(集計中)	11,730 (R5)	10,590	○
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合	%	83.2	82.5	80.3	81.3	80.3	90	—	×
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合※	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	%	80.7	80.5	78.4	78.6	78.8	80	—	×
食品ロス削減の取組を実施している事業者の割合※	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	店舗	274	309	355	388	(集計中)	300	—	○
フードバンクについての認知度	フードバンクを「知っている」と回答した人の割合	%	43.5	43.1	47.4	46.3	47.2	80	—	×

※第五次滋賀県廃棄物処理計画の目標と同様。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

4 目標の達成状況を踏まえた課題

(1) 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

「食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合」について、その内訳を見ると、食品ロス削減に取り組んでいない消費者のうち、食品ロスを認知していない消費者の割合が半数以上を占めていました。そのため認知度をさらに向上させ、実践行動につなげる取組が必要です。

また、食品ロス問題を認知して、取組を行っていない消費者に対しては、行動に移せていない要因を分析し、実践行動を後押ししていく必要があります。

(2) 食品ロスの発生量等の実態把握

食品ロスの発生量については、家庭系、事業系ともに計画目標値付近を推移しており、令和5年度（2023年度）の実績値は目標を達成しています。食品ロスの発生量は、県民や事業者等の行動により左右されるものではあり、実践取組の推進に向けて粘り強く啓発を続けていくことが重要です。

(3) 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

フードバンクの認知度については、消費者庁の「令和3年度食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査」では全国のフードバンクの認知度は43.4%であり、全国と比較して低い水準であるとは言えませんが、目標値には達していません。引き続きフードバンクの認知をさらに向上させ、未利用食品の有効活用を促進していく必要があります。

1 第3章 計画の理念と目標、施策の方向性

2 1 計画の理念

3 本計画の基本理念を次のように定めます。

4

三方よしと県民総参加でフードエコ

5

6

7 食品ロスを削減することで廃棄される食品を減らし、食品の適切な分配、持続可能な生産と消費の
8 実現、食料生産に必要な資源やエネルギーの過剰な利用の防止、環境負荷の低減につながります。食
9 品資源を最大限に活用し、資源の循環を促進することで、サーキュラーエコノミー（循環経済）⁹への
10 移行を促進していきます。

11 また、食品ロス削減のためには、県民一人一人がこの問題を「他人事」ではなく、「我が事」として
12 捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。

13 こうした理解と行動の変革が広がるよう、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が、「売
14 り手よし!」、「買い手よし!」、「環境よし!」の「三方よし」の精神のもと、だれもが笑顔で「よし!!」
15 となる食品ロス削減の取組を推進し、県民総参加で「食品（フード）」の「環境保護への取組（エコ）」
16 を実践していくこととします。

17

18 2 計画の目標

19 国は、SDGsを踏まえ、家庭系食品ロスについては、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6
20 年（2024年）8月閣議決定）において、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに
21 食品ロス量を半減、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方
22 針」（令和7年（2025年）3月公表）において、平成12年度（2000年度）比で、令和12年度（2030年度）
23 までに食品ロス量を60%削減させるという目標を設定しており、基本方針においてもこれらの削減目
24 標の達成を目指し、取組を推進することとしています。併せて、基本方針では食品ロス問題を認知し
25 て削減に取り組む消費者の割合を80%にすることを目標にしています。

26 本県では、SDGsの特徴を活かした基本構想を策定するとともに、経済、社会、環境のバランスの取
27 れた持続可能な滋賀を目指し、「滋賀県庁SDGsアクション」¹⁰による取組を進めているところです。

28 このことから、令和12年度（2030年度）までの計画期間内に実現を図るべき、食品ロスの削減に関
29 する指標と数値目標を設定します。

30

31

32

⁹ サークュラーエコノミー：資源の投入量を最小化し、製品をできるだけ長く利用し、使用済みとなった時にはできる限りごみにせず、資源の価値が下がらない方法で再利用・資源化することが経済的に成り立っている社会のこと。

¹⁰ 滋賀県庁 SDGs アクション：SDGs の取組の方向性と方法を明らかにするため、SDGs のゴールとその下でのターゲットを意識し、「知る」「実践する」「広める」「つながる」の4つの取組方法により、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGs の達成に貢献するもの。

指標	定義	現状	目標 (2028年度) ¹¹	目標 (2030年度)
家庭系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	2.4万t (2023年度)	2.2万t	2.1万t
（参考） 1人1日当たり 家庭系食品ロスの 年間発生量（推計）	県内の家庭から発生した1人1日当たりの食品ロスの年間発生量	47g (2023年度)	44g	42g
事業系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量	11,541t (2023年度)	9,120t	8,470t
食品ロス削減の取組を 実践している消費者の 割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 (※県民アンケートによる)	78.8% (2025年度)	-	80%
食品ロス削減の取組を 実践している事業者数	「三方よしフードエコ推奨店」 累計登録店舗数 ¹²	388店舗 (2024年度)	-	500店舗
フードバンクについて の認知度	フードバンクを「知っている」と回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	47.2% (2025年度)	-	50%

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

上記目標の考え方は以下の通りです。

(1) 家庭系食品ロスの年間発生量（推計）

現在の食品ロスが多く発生している状況は、食の不公平な分配や資源の無駄、温室効果ガスの排出、処理費の増大など様々な問題を引き起こしています。このため食品ロスを出来る限り削減していく必要があり、その進捗を確認するためこの項目を目標としました。

平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに家庭系食品ロス量を半減するという国の目標に準じて、算出しました。

(2) 事業系食品ロスの年間発生量（推計）

食品ロスが多く発生している現在の状況には多くの課題があります。このため食品ロスを削減していくことは必要であり、その進捗を確認するためこの項目を目標としました。

平成12年度（2000年度）比で、令和12年度（2030年度）までに事業系食品ロス量を60%削減させるという国の目標に準じて、算出しました。

¹¹ 家庭系および事業系食品ロスの年間発生量の推計値は、国が実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」、「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査」、「食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」等の各報告書を基に推計するため、2事業年度遅れての推計となる。

¹² 三方よしフードエコ推奨店の登録は、飲食店・宿泊施設、食料品小売店が対象。「令和3年経済センサス-活動調査」結果では、県内の飲食店は4,236、宿泊業は384、飲食料品小売業は2,638であり、合計は7,258となる。

1 (3) 食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合

2 上記(1)の目標を達成するには、県民一人一人が食品ロス削減に向けた取組を実践していく
3 ことが必要です。このため、国が掲げる「食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合
4 を80%とする」ことを目標としました。

6 (4) 食品ロス削減の取組を実践している事業者数

7 上記(2)の目標を達成するには、事業者の食品ロス削減に向けた取組が必要です。そのため、
8 事業者の取組を促進することを目的に、食品ロス削減に向けて取り組んでいる事業者等を登録す
9 る制度である「三方よしフードエコ推奨店」の店舗数を進捗管理の目標として決めました。

10 推奨店の累計登録店舗数は、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)にかけて
11 114店舗増加しており、毎年約10%前後の増加が続いています。一方で、近年は増加傾向が年々
12 緩やかになっていることから、約20店舗/年の増加を見込み、令和12年度(2030年度)に500
13 店舗という目標値を設定しました。

15 (5) フードバンクの認知度について

16 家庭や事業所から出る、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を、食品の確保に困ってい
17 る方々へ提供するフードドライブ¹³は、食品ロス削減だけでなく福祉の増進にも寄与する重要な
18 取組です。この取組の中核を担うのが、フードバンクであるため、フードバンクの認知度を本計
19 画の目標としました。

20 近年の本県のフードバンクの認知度の動向を踏まえ、令和12年度(2030年度)までに認知度
21 を50%に向上することとしています。

23 3 施策の方向性

24 食品ロス削減の施策を進めるにあたっては、滋賀県廃棄物処理計画等、各種計画との整合性を図り
25 ながら、前項に掲げる目標を踏まえ、以下に示す施策の方向性をもって取り組んでいくこととします。

27 (1) 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

28 ○県民や事業者等が、食品ロス削減の重要性について理解と関心を深められるよう、教育および
29 学習の振興、普及啓発を行います。

30 ○「食べ残し持ち帰り」の重要性を伝え、県民や事業者の実践を促します。

31 ○県民や事業者等による食品ロス削減の実践取組が促進されるよう、具体的な取組や、先進的な
32 取組に関する情報や事例などを収集し、提供に努めます。

33 ○食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロス削減の効果的な推進を図るため、事業
34 者の取組の支援を行うとともに、事業者の取組に対する消費者の理解の促進に努めます。

36 (2) 食品ロスの発生量等の実態把握

37 ○食品ロス削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本県における食品ロスの発生量や内

¹³ フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場、フードバンクポスト等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク活動団体等に寄附する活動。

- 1 容、発生要因等の把握に努めます。
- 2 ○食品ロスを自分の問題として捉えるよう、食品ロスの見える化を図るとともに県民の意識や取
- 3 組の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査を行います。
- 4
- 5 (3) 未利用食品を有効活用する仕組みづくり
- 6 ○フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの
- 7 観点からも有意義な取組であり、県民に対してフードバンク活動への理解を促進します。
- 8 ○県民や事業者等から、未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、貧困、災害等に
- 9 より必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行
- 10 われるよう、関係者相互の連携の強化を図ります。
- 11

1 第4章 食品ロス削減の取組

2 1 基本的施策

3 基本方針の基本的施策および県の特性や現状を踏まえ、以下の取組・施策を推進するとともに、新
4 たな取組を積極的に検討・実施していきます。

6 (1) 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

7 ア 教育および学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）

8 (ア) 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等

- 9 ・事業者を通じた食品ロス削減の取組を促すため、市町や協議会等と連携し、推奨店制度の
10 認知度向上や登録店舗の拡大を図ります。また、推奨店に登録することによって、食品ロ
11 ス削減の取組が一層推進されるよう、登録店舗の意見や提案を聞きながら、新たな取組に
12 ついて検討し、実施します。
- 13 ・**外出時の食べきり等に係る啓発の推進や登録店舗の積極的な利用を促すため、県ホームページの滋賀県ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」や「三方よしフー
14 ドエコ推奨店検索サイト」等において当該制度の周知や登録店舗の紹介**を行います。

17 (イ) 効果的な普及啓発の実施

- 18 ・県民の機運醸成につながるよう、集客力のある大型イベント等において、発信力のある企
19 業等と連携し、幅広い年齢層に対する啓発を推進します。
- 20 ・**削減取組の裾野の拡大を図るため、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を県民運動
21 として一層推進し、県民、事業者、団体、市町等を対象としたシンポジウム等の開催によ
22 り、家庭・事業所等における取組の実践報告や方策の議論を行うとともに、その結果を県
23 ホームページ等で広く周知**します。
- 24 ・買い物時における食品ロス削減につながる取組（てまえどり、見切り品の活用、食品ロス
25 削減コーナーの設置など）を促すため、スーパーやコンビニエンスストア等と連携し、店
26 頭での効果的な普及啓発の方法を検討し実施します。
- 27 ・調理時における食品ロス発生抑制への意識の向上を図るため、余った食材や料理を捨てず
28 に有効に使う工夫などを盛り込んだ食品ロス削減レシピの募集を行い、家庭など身近なと
29 ころから取組を実践できるよう、県ホームページ等での発信を含め、より効果的な手段を
30 検討しつつ、周知を図ります。
- 31 ・食べ残しの削減などを含めた日常生活における身近な3R行動（冷蔵・冷凍庫内の整理、食
32 材の適切な保存方法など）の実践を促すため、出前講座を広く募集するとともに、削減取
33 組事例の動画などを活用し、分かりやすく学べる内容となるよう工夫しつつ実施します。
- 34 ・**外出、宴会時の食べきりを進めるため、3010運動¹⁴を推進**していきます。
- 35 ・**外出時の食べ残しの持ち帰りを促進**していきます。

¹⁴ 3010運動：宴会等で、乾杯後の30分とお開き前の10分は、席を立たずに料理を食べることを推進する運動のこと。

1 (ウ) 消費者教育との連携

- 2 ・人や社会、環境に配慮したものやサービスを選択するエシカル消費を実践することは、食
3 品ロス削減につながります。多様な主体と連携しながら、エシカル消費の普及啓発に取り
4 組み、食品ロス削減の観点も含めた消費者教育を推進します。

6 (I) 健康推進員等食育ボランティアとの連携

- 7 ・生活習慣病予防を目的として地域で活動を行う健康推進員等食育ボランティアと連携し、
8 不要な食材は買わない、食べきれぬ量を注文するなど食品ロス削減の観点も含めた食育活
9 動を推進します。

11 (オ) 学校教育等を通じた取組の推進

- 12 ・各学校では、社会科や家庭科等の教科での学習はもとより、「食育の日」等の機会を捉え、
13 食事の重要性や心身の健康についての理解、感謝する心と態度の育成など、食品ロス削減
14 に繋がる取組が進められています。併せて、家庭での取組の重要性から、食育だよりや試
15 食会等を通じて保護者も含めた食育を推進しています。各学校での食品ロス削減の取組が
16 より一層促進されるよう、教育関係部局と全国の先進的な取組事例等の情報を共有すると
17 ともに、連携して取り組みます。

19 イ 食品関連事業者等の取組に対する支援（法第 15 条関係）

20 (ア) 削減取組事例等の共有、周知

- 21 ・事業者による食品ロス削減のための取組事例や商慣習の見直し等の取組について、様々な
22 機会を捉えて、食品関連事業者等と情報交換を行うとともに、当該削減取組について県民
23 へ広く周知するなど、消費者の理解の促進を図ります。

25 (イ) 事業活動における食品ロスの未然防止等の促進

- 26 ・生産された農畜水産物を無駄にしないよう、出荷されることなく廃棄される農畜水産物の
27 削減を図るため、加工等により規格外農畜水産物の活用が可能な 6 次産業化¹⁵を推進しま
28 す。
- 29 ・農畜水産物等の地産地消を進めることで、流通・消費段階での食品ロスの発生抑制が期待
30 されることから、輸送距離が短く鮮度保持がされやすい県産農畜水産物やその加工食品の
31 県内での販売・購入を推進します。
- 32 ・製造過程で発生する規格外品や返品（自主回収）等による食品ロスの未然防止・削減の効
33 果が期待されることから、危害要因分析・重要管理点方式（HACCP）に沿った衛生管理の実
34 施を指導します。
- 35 ・外食時の食べ残しや作りすぎ等による食品ロスの発生を減らすため、料理の量の調節や無
36 駄のない食材の確保、食べ残しの持ち帰り等に取り組む飲食店、宿泊施設の事例を収集・

¹⁵ 6 次産業化：農林漁業（1 次産業）と、製造業（2 次産業）、小売業等の事業（3 次産業）との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

1 発信するなど、事業者の取組を支援します。

- 2 ・売れ残りによる廃棄や返品等を削減するため、需要に見合った販売や期限間近商品の割引
3 販売等に取り組む食料品小売店の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。

4
5 ウ 表彰の実施（法第 16 条関係）

- 6 ・食品ロス削減の先進的な取組事例を周知し、県民等に削減取組の重要性が広く周知され、県
7 内における一層の実践を促すため、表彰を実施します。

8
9 エ 先進的な取組の情報収集および提供（法第 18 条関係）

- 10 ・本県および全国の先進的な取組や優良事例を協議会やシンポジウム、啓発イベントなど、様々
11 な機会を捉えて収集し、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、幅広い世代に向け
12 て情報を提供・発信します。

13
14 (2) 食品ロスの発生量等の実態把握

15 ア 実態調査の推進（法第 17 条関係）

16 (ア) 食品ロスの見える化

- 17 ・食品ロスの発生量やロスによる経済的損失を自覚し、食品ロスを自分の問題と捉え、削減
18 の取組意欲を向上させるため、廃棄した食品の品目や量、廃棄となった原因とともに、捨て
19 てずに済んだ方法等を記入する食品ロスダイアリー等の普及を行います。

20
21 (イ) 食品ロスの発生量の実態調査

- 22 ・効果的な削減方法を検討、実施するため、協議会など様々な機会を捉えて、情報共有や意
23 見交換を行い、食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努め、実態調査を実施する
24 市町や事業者等を国とともに支援します。

25
26 (ウ) 県民等の意識や取組の調査

- 27 ・より効果的な施策の立案等に資する資料を収集するため、食品ロスの問題を認知して削減
28 に取り組む消費者の割合など、県民等の食品ロスに関する意識や取組の実態、効果的な削
29 減方法等に関する調査などを検討、実施します。

30
31 (3) 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

32 ア 未利用食品を提供するための活動の支援（法第 19 条関係）

33 (ア) フードドライブの推進

- 34 ・食品ロス削減取組への関心を高め、フードバンク活動団体等を通じた未利用食品の活用に関
35 する理解を深めるため、県主催イベント等においてフードドライブを積極的に実施する
36 とともに、多様な主体による独自の取組を促し、広く参加を呼び掛けるなど、フードドラ
37 イブが全県的な活動となるよう推進します。

1 (イ) 災害救助物資（食料）の有効活用

- 2 ・災害救助物資（食料）の更新に当たり、未利用食品をフードバンク活動団体等へ提供する
3 など、有効活用を促進します。
4

5 (ウ) 関係者相互の連携の促進

- 6 ・未利用食品の提供が円滑に進むよう、関係部局や各地域で活動しているフードバンク活動
7 団体、子ども食堂、事業者等と情報を共有し、それぞれの活動を繋ぐ仕組みづくりに連携
8 して取り組みます。
9

10 2 各主体に求められる役割と取組

11 (1) 消費者

12 消費者は、食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々
13 の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握することが求められます。
14 その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、以
15 下に示す行動例をヒントに行動に移すよう努めることとします。

16 また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼ
17 すことを踏まえ、食品ロス削減に関する県や市町の施策に協力するとともに、食品ロスの削減に
18 取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動
19 を行う事業者の取組の支援に努めることとします。
20

21 【行動例】

22 ア 買い物の際

- 23 ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（てまえどり、
24 見切り品等の活用）、使いきれ的分だけ購入する。
25 ・欠品を許容する意識を持つ。
26 ・金銭面だけでなく、環境面からも考えて、値引きシールが貼られている食品を購入する。
27 ・買い物時の工夫（生鮮食品は最後に購入する、保冷剤や氷を活用する、家に着いたらすぐに
28 冷蔵庫へ保管するなど）で食品が傷むのを防止する。
29 ・三方よしフードエコ推奨店など、食品ロスの削減に取り組む小売店を利用する。
30 ・地産地消の実践につながる食品を購入する。
31 ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブを通じて、
32 寄付したりするよう努める。
33

34 イ 食品の保存の際

- 35 ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い
36 きるようになる。
37 ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、そ
38 れぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
39

1 ウ 調理の際

- 2 ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使いきるほか、食
3 材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
4 ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったもの
5 についてはリメイク等の工夫をする。

6
7 エ 食事の際

- 8 ・食べ物に関わる人たちや食材への感謝の気持ちを持ち、なるべく料理は食べきる。
9 ・好き嫌いをなくすように心掛ける。

10
11 オ 外食の際

- 12 ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきれぬようにし、宴会時においては、最初と
13 最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛ける「3010 運動」等を実践する。
14 ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持
15 ち帰る。
16 ・三方よしフードエコ推奨店など、食品ロスの削減に取り組む飲食店を利用する。

17
18 (2) 事業者

19 ア 農林漁業者・食品関連事業者

20 農林漁業者・食品関連事業者は、サプライチェーン¹⁶全体で食品ロスの状況と、その削減の
21 必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発
22 を実施することが求められます。

23 また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロス
24 を把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることによ
25 り、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることとします。

26 なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品
27 寄附やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行うこととします。加えて、国また
28 は県および市町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることとします。
29 具体的には以下の行動例が求められます。

30
31 【行動例】

32 (ア) 農林漁業者

- 33 ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

34
35 (イ) 食品製造業者

- 36 ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
37 ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組
38 む（その際、容器包装プラスチック資源循環の促進も考慮する。）。また、年月表示化など賞

¹⁶ サプライチェーン：原料調達・製造・物流・販売・廃棄等一連の流れ全体のこと。

1 味期限表示の大括り化に取り組む。

- 2 ・食品小売業者と連携し、AI等を活用した需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整や受
3 注締め時間の前倒し等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を
4 推進する。
- 5 ・小分け包装等、消費者の実態に合わせた容量の適正化を図る。
- 6 ・製造時に生じる食品の端材や型崩れ品等について、新たな価値への転換、食品寄附等による
7 有効活用を促進する。

8
9 (ウ) 食品卸売・小売業者

- 10 ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩
11 和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整、発注時間の前倒し等による適正発注
12 の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- 13 ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れや販売等の工夫をする。また、
14 季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- 15 ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイ
16 ント付与等）を行う。
- 17 ・小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行う。
- 18 ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、
19 削減に努める。

20
21 (I) 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテルを含む。）等

- 22 ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- 23 ・消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の
24 調整等）を導入する。
- 25 ・おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- 26 ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」(令和6年12月策定)に
27 基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明したうえで可能な範囲で持ち
28 帰り容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行
29 う（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。
- 30 ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組
31 を行う。

32
33 (オ) 食品関連事業者等に共通する事項

- 34 ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身に影響がなければ、
35 輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- 36 ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の
37 活用等による売り切りの工夫を行う。
- 38 ・規格外品、納品期限、余剰生産、返品、包装資材（段ボール等）の破損、法令違反とならな
39 いパッケージの誤記載、売れ残り等の理由により販売には至らないが、まだ食べることがで
40 きる未利用食品を、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に

1 提供するための活動（いわゆるフードバンク活動団体等を通じた食品寄附活動）とその役割
2 を認識し、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(令和6年12月作
3 成)に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。

4 ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、
5 自ら積極的に開示する。

6 ・食品パッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での
7 食品使いきを積極的に推進する。

10 イ 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

11 事業者は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発に努
12 めることとします。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用
13 に努めることとします。加えて、食品寄附の持続的かつ全面的な拡大を図るため、食品寄附に
14 貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深めることとします。

15 また、県民や事業者、関係団体、市町などの取組に対し、積極的に支援を行うこととします。

17 (3) マスコミ、各種団体

18 マスコミ、消費者団体、NPO等は、求められる役割と行動を実践する県民や事業者が増えるよ
19 う、積極的な普及啓発活動等に努めることとします。

21 (4) 県

22 県は、食品ロス削減の取組を県民運動として展開するため、推進体制を整備し、県民、事業者、
23 関係団体、国および市町との連携強化を図るとともに、県の特性に応じた施策を策定し、実施し
24 ます。

25 また、県民や事業者、関係団体、市町などの取組に対し、積極的に支援を行うこととします。

27 (5) 市町

28 食品ロス削減推進法では、「地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及びほかの地方公共団
29 体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する」
30 とされており、市町には、国の基本方針および本計画を踏まえ、当該市町の区域内における食品
31 ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることとし、地域の特性に応じた施策を策定し、
32 実施することが求められます。

1 第5章 計画の推進体制および進行管理

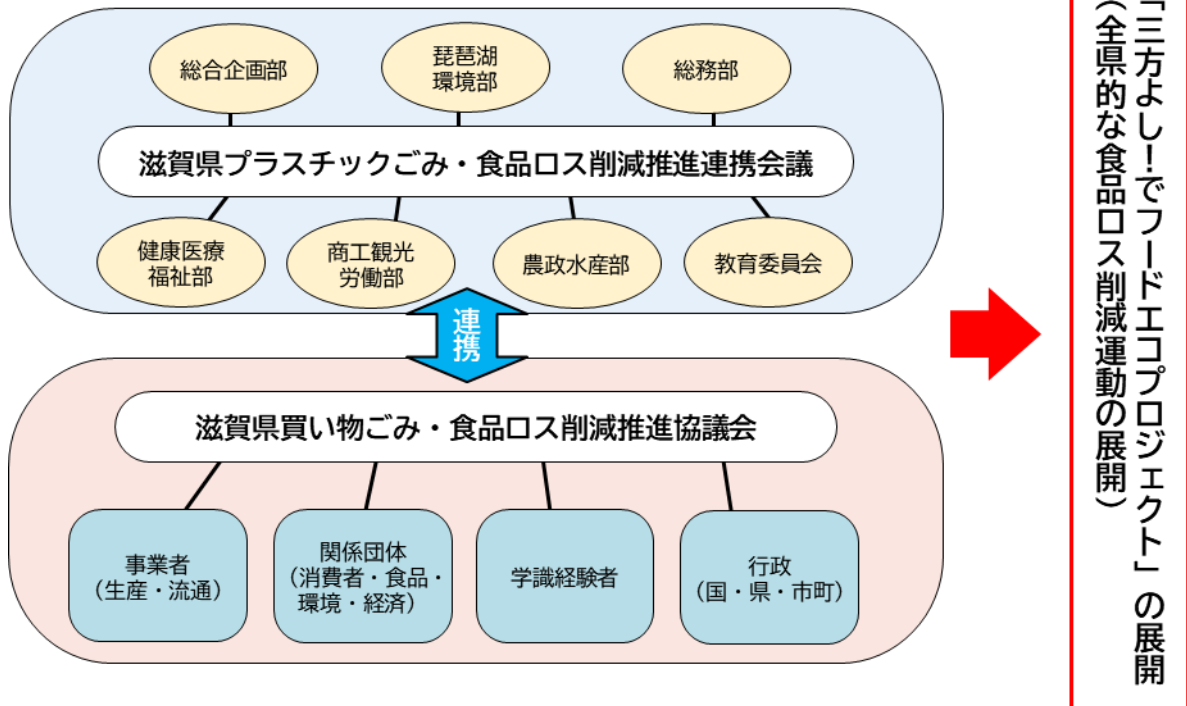
2 1 推進体制

3 消費者、事業者、関係団体、市町等の多様な主体が適切な役割分担のもと連携・協力し、取組を
4 推進します。

5 「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」（庁内部局横断組織として令和元年7
6 月に設置）において食品ロスの実態および関係部局における削減への取組等の情報交換を行い、部
7 局横断的な施策や普及啓発の方策等を検討・協議します。

8 「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、事業者、関係団体、学識経験者、国・
9 市町等の関係者が連携協力を図り、本県における食品ロスの削減等の取組を推進します。

10



11 図10 滋賀県食品ロス削減推進計画の推進体制

12

13 2 進行管理

14 食品ロスの削減の推進に関する施策の実施状況について継続的に点検、進捗確認を行い、滋賀県
15 環境審議会において報告するとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。